

(平成 13 年 12 月 6 日制定)

(平成 27 年 1 月 24 日改定)

(令和 7 年 6 月 14 日改定)

論文審査規定

この規定は「学術論文」に対して適用される。

I. 審査手順

1. 論文審査委員長は学会事務局より論文審査の依頼を受ける。
2. 提出された論文に対して論文審査委員長は論文審査委員の中から担当審査委員を決め、論文審査を依頼する。
3. 担当審査委員は当該論文が審査に値するかを評価し、可の場合、査読者 2 名を決定し、査読を依頼する。担当審査委員は査読者の査読結果を参考に、審査結果を論文審査委員長に報告する。一方、否の場合には、その理由を明確に記載し、査読者にまわすことなく、審査結果を論文審査委員長に報告する。
4. 論文審査委員長は論文審査委員会に諮り、論文掲載可否の決定を行う。
5. 論文審査委員長は、著者および編集委員長に当該論文の掲載可否について報告する。

II. 掲載基準

1. 原則的に 2 名の査読者がともに「掲載可」の判断をした場合に論文掲載可とする。
2. 2 名の査読者がともに「掲載不可」とした場合には、論文掲載不可とする。
3. 2 名の査読者のうちの 1 名が「掲載不可」とし、もう 1 名が「掲載不可」以外の判断を下した場合、第三査読者の判断を求める。第三査読者が「掲載不可」と判定した場合は掲載不可とする。それ以外は、「掲載不可」以外の意見を述べた 2 名の査読結果に基づき論文審査を行う。なお、この場合、「掲載不可」とした当初の査読者の意見も必要に応じ論文審査に活用する。
4. 査読者の判断が「修正後掲載可」または「要修正」である場合、著者に論文の修正を要求する。